

学校現場におけるアセスメントと 読み書き支援体制の整備

近藤武夫

東京大学 先端科学技術研究センター

kondo@bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp



東大先端研

Research Center for
Advanced Science and Technology
The University of Tokyo



**AEMC: AI等を活用したアクセシブルな
デジタル教科書データセンター**
<https://aemc.jp>

**IDEA: 超短時間雇用モデル等、インクルーシブな雇
用・労働社会研究と地域社会実装**
<https://ideap.org>

**DO-IT Japan: 障害のあるユースの大学進学と
キャリア移行を通じたリーダー育成プログラム**
<https://doit-japan.org>

**AccessReading: アクセシブルな
デジタル教科書・書籍のオンライン図書館**
<https://accessreading.org>

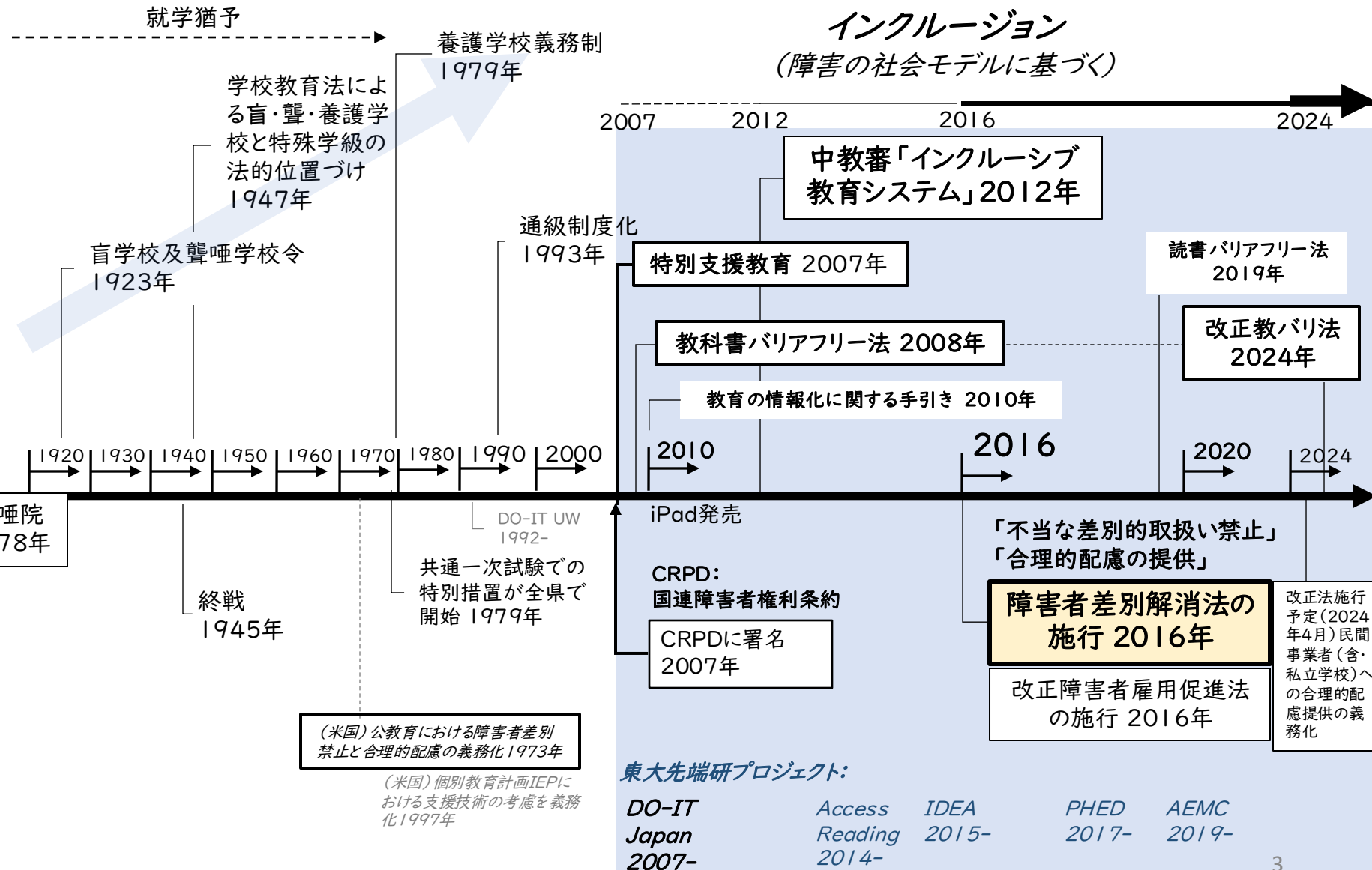
**PHED: 東京大学 障害と高等教育に関する
プラットフォーム** <https://phed.jp>

学校図書館等による読書バリアフリーコンソーシアム
<https://accessreading.org/conso/>

IDIS: 障害とキャリア・高等教育に関する国際シンポ
<https://www.idis-symposium.org/>

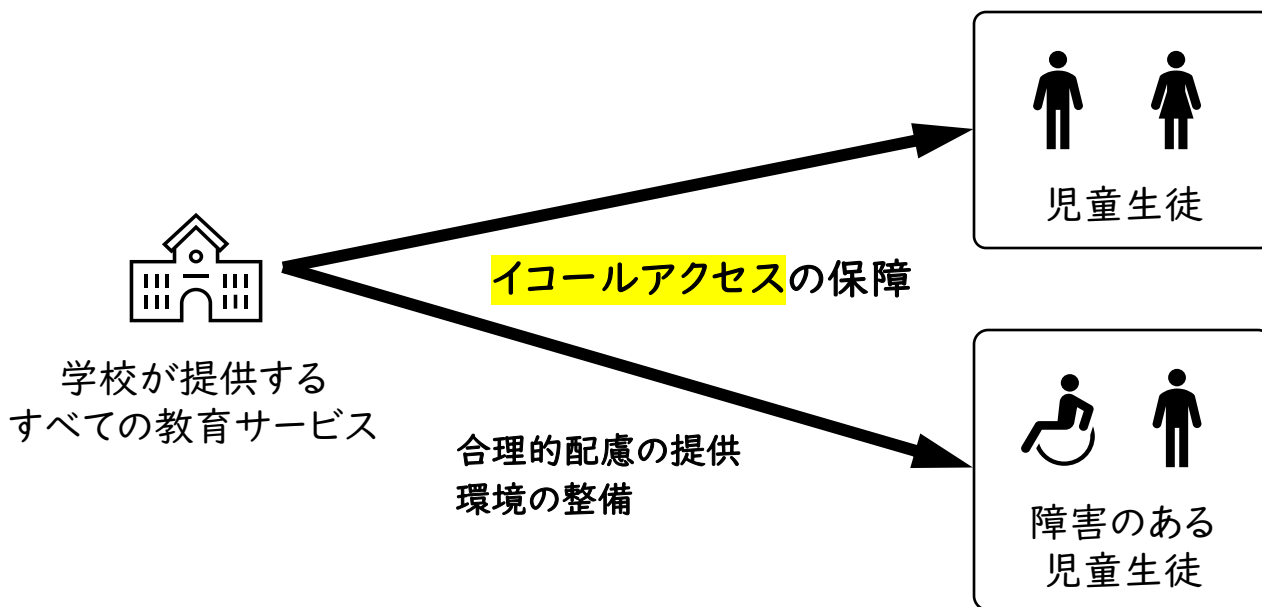


教育におけるインクルージョンの歴史



障害者差別解消における基礎的な理解

- 障害のある人も **不当な差別的取扱い** をされず、参加に社会的障壁があれば **合理的配慮** を提供
- その法制が障害者差別解消（2024年4月からは私学にも合理的配慮の提供が義務化）



障害者差別解消法が学校に求めること

職員対応要領等が教職員に求めること

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

環境の整備（事前的改善措置）

障害の
社会モデル

理解・啓発

情報公開

学内体制の
整備

障害者差別解消法の文科省対応指針における 合理的配慮例中のICT利用（2024年1月）

- 「合理的配慮に当たり得る配慮の例 (3)ルール・慣行の柔軟な変更の例」
 - ○ 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、車椅子の持参使用等を許可すること。
 - ○ 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
 - ○ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 「不当な差別的取り扱いの例」
 - ○ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。
- ☆「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」
 - ○ 入学試験や検定試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、「デジタル機器の使用を認めた前例がない」という理由で、必要な調整を行うことなく、一律に対応を断ること。

教室でのICT利用の目的

教育活動へのアクセシビリティを保障

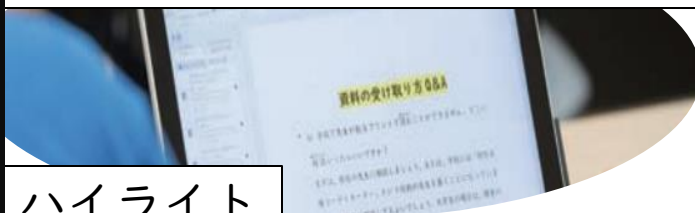
- ✓ 教科書・書籍を読む
- ✓ 宿題・予習・復習をする
- ✓ ノートを取る、作文を書く
- ✓ 調べ学習を行う
- ✓ ドリル・小テストを受ける
- ✓ 入学・学力・資格試験を受ける

読むことの保障

音声読み上げ機能の利用

文字の拡大、フォントや色の変更

音声教材、電子データ等代替形式



ハイライト

辞書機能の活用

書く・ノートを取ることの保障

キーボード利用

音声入力機能の利用



撮影による記録

録音による記録



概念マッピングツールの利用



数式・グラフ作成ツールの利用

図. DO-IT Japanの実践例から

音声教材とは

- 文部科学省ウェブサイトより引用（下線は筆者による）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm
- 音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。
- 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。

なぜ音声教材等の代替形式の教科書や教材、資料が必要か？

- 紙の印刷物としての教科書にある社会的障壁
 - 視覚障害により見えないか見えにくい
 - 肢体不自由でページめくりが難しい
 - 発達障害等で印刷された文字の認識が難しい
- 印刷物障害（print disability）と呼ばれることも

※ 印刷物の教科書や教材、資料しかない教室環境では、公平な学習機会の保障ができないため

発達障害と読み困難

- 発達障害カテゴリには多様な障害が含まれる
 - 読み困難に関わる医学的診断の代表例
 - 読字障害（ディスレクシア・・・特異的学習障害／限局性学習症の下位分類のひとつ）
 - アーレン症候群（視知覚の過敏）
 - 発達性協調運動障害（視運動の制御困難）
- ※知能が平均域以上でも、読みの困難が生じる
- 発達障害による読むことの困難は「全く読むことができない」のではなく「正確かつ流ちょうに読むことができない」状態

発達障害と読み困難

- 初等中等教育での読み困難
 - 特に初等教育では、医学的診断を持っておらず、教室での学習の遅れから、特別支援教育ニーズがあることが発見される児童生徒
 - 小学校3年生以上になり、読み書きの負荷が高まると・・・理解が不十分なままに教科書の学習が進んだり、テストの問題文を読むことに時間がかかり、理解できていても解答できていない状況となる可能性

発達障害における読みの困難

- 児童生徒によって、個別に変更・調整のニーズは異なる
 - 「印刷された文字を見て認識することは難しいが、読み上げられた内容を聞いて、その意味を理解することはできる」
 - 「文字を拡大したり、フォントの種類を変えたり、行間を広げたりなどの調整で読みやすくなる」
 - 「文章の背景と文字の色を変更すると読みやすくなる」

読みの困難のアセスメント

- どのようにして児童生徒のニーズを評価するか？2つのアプローチ（河野・平林, 2016）

1. 標準化されたアセスメント
2. 支援への反応から困難を評価

※どちらかではなく必要に応じ両者を活用

1. 標準化されたアセスメント

- 支援に先立って児童生徒のニーズを客観的なアセスメント手法により明らかにするアプローチ
 - 基礎的な知的能力に障害がないことはWISC等で確認し、読み書きの困難については以下でアセスメントする
- ① 小中学生の読み書きの理解 (URAWSS II)
 - ② 改訂版 標準読み書きスクリーニング検査 – 正確性と流暢性の評価 – (STRAW-R)
 - ③ 特異的発達障害診断治療のための実践ガイドライン (稲垣ガイドライン)
 - ④ 日本版K-ABC II

① 小中学生の読み書きの理解 (URAWSS II)

■ 内容

- 中学生までの読み書きの速度を学年平均と比較することで、対象児の読み書き困難の状況を評価することができます。

■ 課題

- 書き課題は、文章を3分間視写（できるだけ早く、ただし丁寧に書くと教示）し、その結果から1分間あたりの書き速度を算出する。
- 読み課題は、短文を一定時間黙読し、内容理解を問う問題に答える。その結果から1分間の読み速度を算出し、内容理解の正答数を出す。

※英単語の読み書き評価 URAWSS-English（ウラウス イングリッシュ）では中学生における英単語の習得度が評価できる



<https://www.atac-lab-shop.com/?mode=cate&cbid=2217862&csid=1>
より引用

② 改訂版 標準読み書きスクリーニング検査 – 正確性と流暢性の評価 – (STRAW-R)



■ 内容

- 小学1年生から高校3年生までの音読速度を調べることのできる速読課題や、漢字の音読年齢が算出できる漢字音読課題、中学生用の漢字単語課題など
- ひらがな、カタカナ、漢字の3種類の表記について比較できる検査であり、どの表記から練習したらよいのかの指標が得られます。さらに速読課題は文章課題を含んでおり、高校や大学入試で試験時間の延長を希望する際の客観的な資料となります。

<https://www.intern.co.jp/?p=2759>より引用

③ 特異的発達障害診断治療のための実践ガイドライン（稲垣ガイドライン）



■内容

- 小学校1年生～6年生までの読み（音読）の正確さと速度の標準値と、対象児のそれとを比較する検査が掲載されている
- 医師が読み障害（特異的読字障害）の医学的診断を行う際の検査と診断のためのガイドラインが示されている
- 同書には計算障害の検査と診断ガイドラインも示されている

<http://www.shindan.co.jp/books/index.php?menu=10&cd=178100&kbn=1>より引用

④ 日本版K-ABC II



<https://www.maruzen-publishing.co.jp/info/n19531.html> より引用

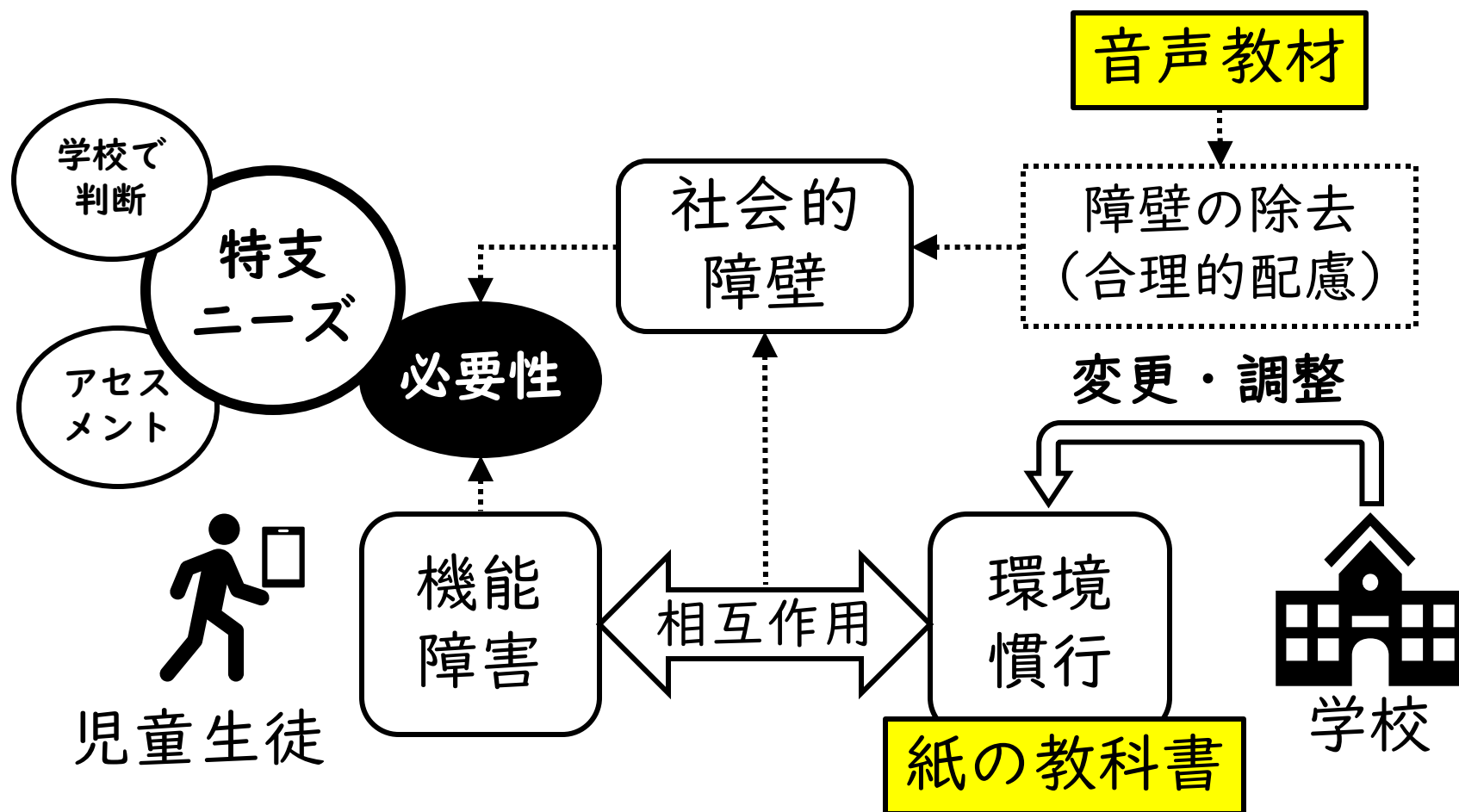
• 内容

- 子どもの認知能力と学力の基礎となる習得度が測定できることにより両者の差異の様相と関連要因の分析が可能
- 対象年齢は2歳6ヵ月から18歳11ヵ月
- 習得度尺度には、読み尺度（文字の読み、文の読解）、書き尺度（文字の書き、作文）が含まれる

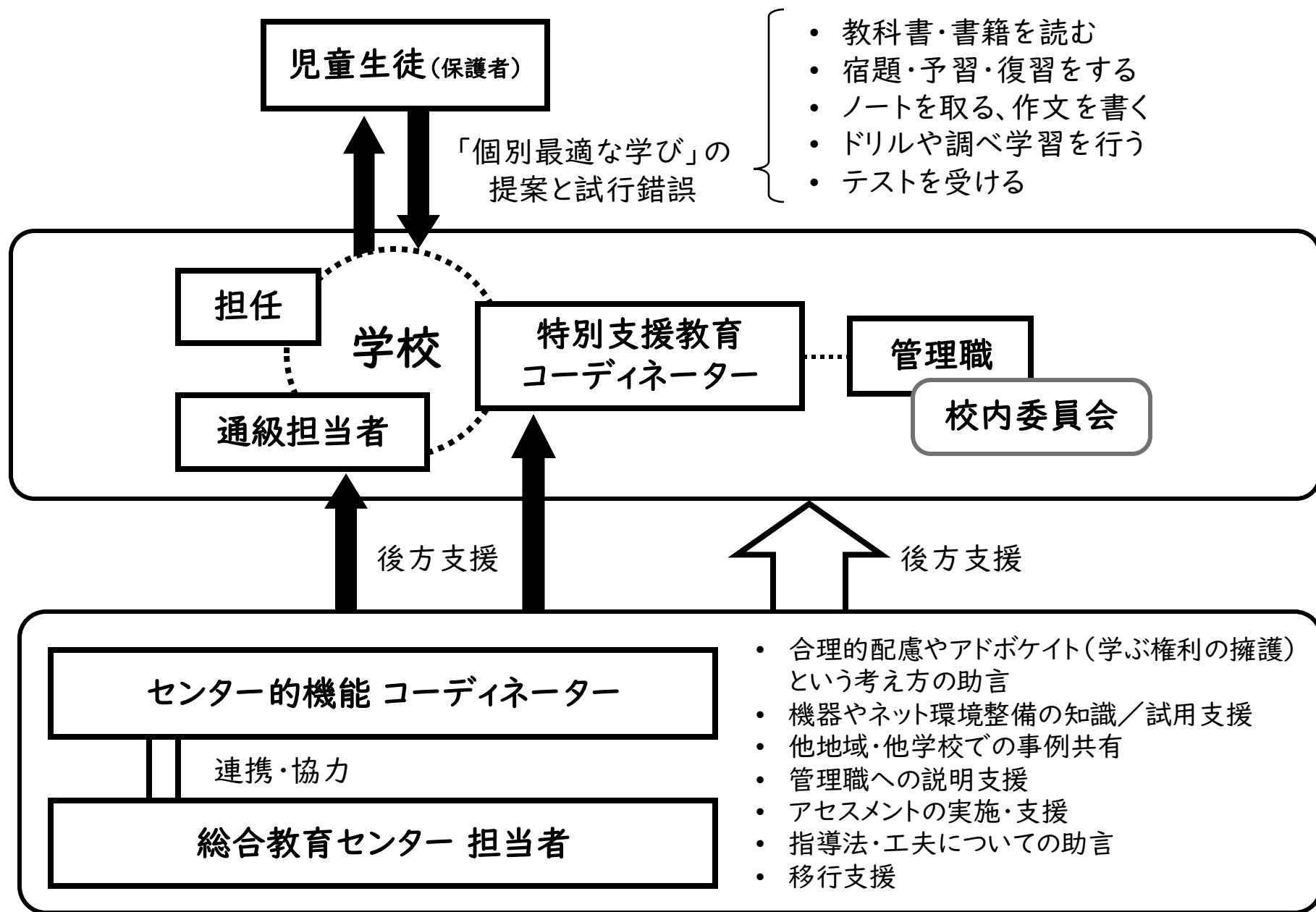
2. 支援への反応から評価

- RTI（Response to intervention/instruction 介入/教育介入に対する反応）モデルに基づく評価方法
- ICTによる介入を例にとると・・・
 - 読みの介入：例えば、音声読み上げ機能、音声教材等の介入手段により、児童生徒の読みの理解度がどのように変わるかを評価し、介入の効果を検討
 - 書きの介入課題：例えば、キーボードや音声入力で入力する等の介入手段により、児童生徒の書きの状況がどのように変わるかを評価し、介入の効果を検討
 - 効果検討：特別支援教育担当者による、本人の読み書き行動や理解の状況・読み書きに関する学習意欲や態度についての変化観察、本人の主観報告、内容理解テストの成績変化など

教科書・教材・資料への合理的配慮の流れ（典型例）



どのような体制で行うか（京都府の例）



よくある質問

- 音声教材を使用するには医師による診断が必要か。音声教材を使用することの判断を誰がするのが好ましいか。
 - 音声教材には、医師の診断書は必須ではありません。学校が（必要なら自治体の教育センターやセンター的機能等の支援を受け）読むことの特別支援教育ニーズがその生徒にあることを判断していただければ、利用可能です。
- 各音声教材と児童とのマッチングを誰がするのが好ましいのか知りたい。
 - 校内の特別支援教育の担当者と児童生徒で試すことが重要です。多様な教材が使用できる校内環境を教委と連携して作り、文科省や各政策団体が提供している試用教材を活用するなど、実際に試して下さい。
- 文字を読む練習から音声教材使用に切り替える時期の判断に迷う。読み困難がある児童に音声教材を利用した場合、それに頼って読む力が身に付かないという恐れはないか。
 - アクセシブルな教材が読み障害のある児童生徒の学習を促進する結果はPCが一般化した1990年代以降特に、国際的に多数報告されていますが、単純に読みを阻害するという結果は得られていません。まず、本人に学習空白が生じないように、学びへの基礎的なアクセスを保障しましょう。
- 読み書き障害と思われる生徒が定期テストや高校入試でも問題読み上げ等の支援を受けている事例があれば知りたい。
 - 次ページと、巻末の参考文献をご覧ください。

大学進学後の合理的配慮の例

大学だけでなく
小中高
でも必要

1. 試験へのアクセシビリティ保障
 - ・ 別室受験、時間延長
 - ・ 代筆、代読、音声読み上げ、音声入力、キーボード入力
2. 記録する行為へのアクセシビリティ保障
 - ・ ノートテイカーの提供、録音、撮影、パソコン利用の許可
3. 印刷物へのアクセシビリティ保障
 - ・ 教科書・教材を点字、音声、拡大、電子テキストファイル等に変換したものを提供、字幕のないビデオ教材への字幕追加
4. 音声言語へのアクセシビリティ保障
 - ・ 手話通訳、文字通訳・PC要約筆記
5. 建物とその機能へのアクセシビリティ保障
 - ・ 教室、寮、図書館、実験室等の設備改修、UD化

※上位き1～5は「障害があれば誰でも全て認められる」のではなく、「個々人の必要性、その配慮（変更・調整）の適切さ（合理性）、過重な負担でないこと」を勘案して、個々のケースごとに異なる点に注意

大学入学共通テストにおける受験上の配慮と読み書きの障害

高校入試でも
同様に必要

- 試験時間の延長
- チェック回答
- 拡大文字の問題冊子（14 or 22ポイント）
- パソコン・タブレット端末の使用（答案はマークシートのため、解答作成過程で用いる）
- 人による問題文等の読み上げ（代読）
- 漢字にルビを振った問題冊子の配布
- 指定した用紙（色付きなど）に印刷する
- 上記以外でも個別に合理性的配慮として認められることがある。共通テストでなくても、高校入試で音声読み上げ機能や代読を認めている事例もある
- 診断があれば「誰でもどの配慮でもOK」ではなく、個別の必要性和適切性に基づく判断が必要とされる

参考文献：学校や地域の体制整備

- AccessReading (2018)

- 音声教材の提供までの手引き（通常学級担任、通級指導学級担任、教育委員会向け）
<https://accessreading.org/reports/report01.pdf>

- 京都府総合教育センター

- ICTを活用した個に応じた指導法の研究／ナレッジベース
<https://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?p=1208>
- 学校図書館との連携：教材（単元テスト）の電子化
<https://accessreading.org/conso/case/11>

- 福井県特別支援教育センター

- 「読み」や「書き」に困難さがある児童生徒に対するアセスメント・指導・支援パッケージ
<https://www.tokuse.net/ld>

参考文献：アセスメント

- 河野俊寛・平林ルミ（2016）能力評価とアセスメント．近藤武夫編著 学校でのICT利用による読み書き支援－合理的配慮のための具体的な実践．金子書房．Pp.18-25.

参考文献：入試の配慮

- 近藤武夫 編著（2016）学校でのICT利用による読み書き支援 合理的配慮のための具体的な実践. 金子書房
- 近藤武夫（2016）障害のある受験生に対する合理的配慮. 大学時報, 65(370), 44-49.
- 近藤武夫（2016）入学者選抜試験における受験上の配慮：配慮を受けるまでの実際について. 中等教育資料, 65, 88-91.
- 近藤武夫（2017）高等学校や大学の入試の配慮や入学後の配慮. 中等教育資料, 66(9), 104-107.
- 近藤武夫（2017）入試や試験での合理的配慮としてのICT利用 ―合理的配慮の合意形成に関する事例から―. LD, ADHD & ASD, 15(3), 20-23.
- 近藤武夫（2017）障害者差別禁止を理解する. 学校運営, 668, 6-9.

EOF